

月刊「地方税」平成29年9月号（6頁 脚註10）中に誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

正	誤
10 東京都では、宿泊料金が10,000円未満の場合は非課税、10,000円以上15,000円未満の場合は1人1泊当たり100円、15,000円以上の場合は <u>200円</u> 。大阪府では、宿泊料金が10,000円未満の場合は非課税、10,000円以上15,000円未満の場合は1人1泊当たり100円、15,000円以上20,000円未満の場合は200円、20,000円以上の場合は300円。	10 東京都では、宿泊料金が10,000円未満の場合は非課税、10,000円以上15,000円未満の場合は1人1泊当たり100円、15,000円以上の場合は <u>150円</u> 。大阪府では、宿泊料金が10,000円未満の場合は非課税、10,000円以上15,000円未満の場合は1人1泊当たり100円、15,000円以上20,000円未満の場合は200円、20,000円以上の場合は300円。

編集部